

【10月編】最近マスコミを賑わしている「農協改革」とは？（その2）

Q3の2：共済事業を分離するとどうなるんですか？

A3の2：政府は全国共済連にJAの事務負担を軽くする改善策を求めるとともに、全国共済連の株式会社化を可能とするような法律改正を考えています。

先月も触れましたが、JAは組合員の営農、生活面のほとんど全ての場面に対応できるように総合事業を行っています。だからこそ、組合員の皆さんの営農や生活の事情に合わせた万一の備えとしての共済が提案できています。

事務負担が軽くなるのは大歓迎ですが、政府は、併せて全国共済連の株式会社化を考えているわけですから、最終的には分離を目指したものと考えざるを得ません。

そうすると、共済という相互扶助の制度ではなくなり、組合員の営農・生活全体の状況を見捨てた、正に利益追求型の民間保険の一部になってしまう恐れが大きくなります。

Q4：全農を株式会社にするとうどうなるんですか？

A4：政府は、全農を株式会社にできるように法律（農協法）の変更を考えています。

でも、全農（全国農業協同組合連合会）は次のような役割を持っており、せっかくの力が発揮できなくなると、JAグループ内では考えています。

全農は、全国の700JAの経済事業分野（営農指導、販売、購買等の事業）で、JA単独では大企業と競えない部分（農産物をできるだけ高く販売する、資材を大量に安く仕入れる等）で力を発揮しています。

株式会社化した場合には、今まで一部適用されていなかった独占禁止法が適用されることになり、農産物の共計販売（生産者のリスク分散）、資材の共同仕入れ（コスト低減）ができなくなると考えられます。

Q5：中央会を「新たな制度に移行する」というのはどういうことですか？

A5：現在、中央会（農業協同組合中央会）は、農協法に基づき、全国と全ての都道府県にあります。政府は、この中央会を新たな制度に移行する、としています。

現行法の下で、中央会は次のような役割を担っており、新たな制度の内容によっては農業者の利益やJA経営の安定化に尽くせなくなる恐れがあると、JAグループ内では考えています。

JA全国中央会（全国農業協同組合中央会）は、全国の700JAや信連、農林中金、全農、共済連などの全国のJAグループの代表として、国の農業政策等に農業現場の実態を反映するため組合員の皆さんの意見を代弁して国に働きかけ、農業者の利益を守ってきています。

また、県中央会とともに、各JAの経営健全化に向けた経営指導と監査を車の両輪として行っています。県内でも、JAを監査する一方で、破たん防止に向けた強力な経営指導を行ってきています。

現在の中央会の業務は「農協法」という法律で定められており、だからこそ、状況によっては厳しい内容の指導も行うことができ、その効果を高めているのです。

11月編に続きます。